

第1回知的財産取引適正化ワーキンググループ 議事要旨

【日時】

令和7年8月4日（月） 16:00～18:00（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

○委員出席者：林座長、泉委員、鮫島委員、名倉委員、松田委員、松橋委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課

中小企業庁 事業環境部 取引課

特許庁 総務部 総務課

○オブザーバー：独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、
日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、
日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

①知的財産取引適正化を巡る現状の課題

- ・ スタートアップや中小企業の発明が盗用される事例が多い。
- ・ オープンイノベーションと称しながら、NDA（秘密保持契約）の段階でフェアな取引が成立しない例が多い。
- ・ スタートアップがさまざまな提案や情報を提供したにもかかわらず、大企業がそれをそのまま特許出願してしまうケースが数多く見受けられる。共同の特許出願を提案され、承諾していないにもかかわらず、出願を進められたといった事例もある。
- ・ 自社の最大利益を追求するか、パートナーとの共存共栄を目指すかという価値観の違いが根本にある。知財取引では、コストに適正利潤を上乗せするだけでなく、市場で得た付加価値をどのように分配するかという視点が重要である。例えば、アニメビジネスにおいては、受託側には人件費のような投入コストがあり、委託者側は作品により赤字になったり黒字になったりするという事業リスクがある。リスクとリターンを適正に評価する視点が、コスト評価と並んで不可欠であり、この複眼的なアプローチが本課題において必要である。
- ・ 特許は、収益化の見通しが立たない構想段階で出願し、その後も固定費として特許維持費を払い続けなければならない点は負担が大きい。
- ・ 中小企業が大企業から不利な契約を強いられる例は多いが、原因は大企業だけでなく、中小企業が法務・知財に十分な投資をしていないことにある場合もある。そのため、知財管理体制の確立・強化を含めた中小企業側の知財リテラシー向上も不可欠であり、双方の意識啓発を両輪で進めるべきだと考える。
- ・ 特許庁や経産省などが多くの契約書のひな形や解説を公開しているが、中小企業向けの勉強会で尋ねると「そんな資料があるとは知らなかった」という声が少なくない。作成されたツールをどのように活用してもらうかも課題である。

②実態調査の実施

- ・ 今回の実態調査の調査対象は広いため、問題や取引の類型を整理しなければ焦点がぼやけるおそれがある。事務局にはアンケート結果を適切に分類・整理してほしい。
- ・ エンタメ業界でもクリエイターへの対価が適切に決定され、彼らのアイデアをマネタイズする人々にも報酬が行き渡る仕組みが必要である。エンタメ分野も扱ってほしい。
- ・ 大手メーカーとの取引には、共同開発や NDA を結ぶ段階でも、商社が関与しているケースがあるかどうかを確認してほしい。
- ・ アンケートは質問の設計次第で回答が大きく変わる。回答者がデータについてもノウハウに含まれると理解できるか分からないので、データを特出しした方がよい。
- ・ 取引の透明性確保のためには交渉経緯の記録が不可欠であり、後の評価にも役立つ。調査ではその点も考慮してほしい。自らの営業秘密を記載した資料にタイムスタンプを付与するなどの証拠化により不当行為を防げた事例があるかも確認してほしい。

③今後の取組について

- ・ 不適切な取引を是正するには、独占禁止法と下請法（取適法）の活用が考えられる。独占禁止法は排除措置命令など厳しい制裁が科される一方、中小企業の被害は迅速に解決する必要がある。両法をどう整理し、どのように適用するかが課題。
- ・ 技術分野や取引相手によって契約内容を細かく調整しなければならないため、どこまで踏み込んだ内容をガイドラインに盛り込むかは、今後の議論が必要。NDA（秘密保持契約）の締結を最低限の前提として習慣化することが重要である

（文責：知的財産取引適正化ワーキンググループ事務局 速報のため事後修正の可能性あり。）